

平成20年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年12月4日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

| | |
|------------|------------|
| 1 番 太田 健一 | 2 番 野並 享子 |
| 3 番 小菅 六雄 | 4 番 立入三千男 |
| 5 番 内田 聡史 | 6 番 奥村 治男 |
| 7 番 西本 俊吉 | 8 番 矢野 隆行 |
| 9 番 梶山 幾世 | 10 番 田中 良隆 |
| 11 番 藤下 茂昭 | 12 番 中島 一雄 |
| 13 番 田中 孝嗣 | 14 番 中田 幸子 |
| 15 番 小島 進 | 16 番 本田 章紘 |
| 17 番 川口 東洋 | 18 番 三和 郁子 |
| 19 番 鈴木 市朗 | 20 番 原田 薫 |
| 21 番 田中栄太郎 | 22 番 林 克 |
| 23 番 河野 司 | 24 番 秦 眞治 |

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|--------------------|--------|----------------------|-------|
| 市 長 | 山仲 善彰 | 副 市 長 | 川尻 良治 |
| 教 育 長 | 南出 儀一郎 | 会 計 管 理 者 | 山中 重樹 |
| まちづくり政策室 政 策 監 | 南 喜代志 | 総 務 部 長 | 前田 健司 |
| 市 民 健 康 福 祉 部 長 | 新庄 敏雅 | 都 市 建 設 部 長 | 堤 文男 |
| 環 境 経 済 部 長 | 岡野 勉 | 環 境 経 済 部 政 策 監 | 土肥 義博 |
| 教 育 部 長 | 東郷 達雄 | まちづくり政策室 次 長 | 中島 宗七 |
| 総 務 部 次 長 | 富田 久和 | 市 民 健 康 福 祉 部 次 長 | 佐敷 政紀 |
| 都 市 建 設 部 次 長 | 高田 一巳 | 環 境 経 済 部 次 長 | 川端 良雄 |
| 教 育 部 次 長 | 山本 治一郎 | 秘 書 課 長 | 立入 孝次 |

総務課長 川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 吉川 加代子

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 委任専決第8号から委任専決第10号まで

(損害賠償の額を定めることについて他2件)

第5 議第81号から議第95号まで一括上程

(野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他14件)

提案理由説明

第6 請願第5号 「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、
外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願書

紹介議員説明

市長提出議案

委任専決第8号 損害賠償の額を定めることについて

委任専決第9号 損害賠償の額を定めることについて

委任専決第10号 損害賠償の額を定めることについて

議第81号 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

議第82号 「細流の郷」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議第83号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

議第84号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第85号 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する
条例の一部を改正する条例

- 議第 86 号 野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例
- 議第 87 号 平成 20 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議第 88 号 平成 20 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 89 号 平成 20 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 90 号 平成 20 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 91 号 平成 20 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 92 号 平成 20 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 93 号 平成 20 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 94 号 市道路線の認定について
- 議第 95 号 湖南広域行政組合規約の変更について

開議 午前 8 時 59 分

議事の経過

（開会）

○議長（河野 司君）（午前 8 時 59 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 24 名であります。定足数に達しておりますので、平成 20 年第 6 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（日程第 1）

○議長（河野 司君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 121 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたので、ご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第17番、川口東洋君、第18番、三和郁子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、委任専決第8号から委任専決第10号までについて、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。本日ここに平成20年第6回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項としまして委任専決処分3件、また、議決案件としまして条例の制定2議案、条例の一部改正4議案、平成20年度補正予算7議案、その他の議案2件の合計18件につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

委任専決第8号から第10号の損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

まず、第8号につきましては、平成20年8月2日、野洲市永原地先の市道において発生した停車中の自動車への公用自動車の接触事故に対し、賠償額を20万3,000円と定めるものであります。

また、第9号につきましては、平成20年9月1日、野洲市北野一丁目地先において発生した私営駐車場フェンスへの公用自動車の衝突事故に対し、賠償額を7万9,128円と定めるものであります。

続きまして、第10号につきましては、平成20年8月8日、野洲市小篠原地先のマンションにおいて発生した当該マンションへの公用自動車の接触事故に対し、賠償額を23万4,150円と定めるものであります。

以上3件の事故につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。よろしくお願いいたします。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、議第81号から議第95号まで、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他14件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。

議第81号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、議第82号「細流の郷」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議第83号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第84号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第85号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例、議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第3号)、議第88号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第89号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第90号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第91号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第92号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)、議第93号平成20年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第94号市道路線の認定について、議第95号湖南広域行政組合規約の変更について。

以上であります。

○議長(河野 司君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第81号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成21年4月1日から、滋賀県の権限に関する事務の委任により、都市計画法における開発許可の権限が市に移譲されることに伴い、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例で定められた条項のうち、野洲市区域内の開発許可等に関して、新たに条例を制定するものであります。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第82号「細流の郷」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、良好な住環境を確保するため、地域計画の区域内における建築物に関する制限を定めるものであります。この地区計画の区域は、野洲市富波地先の製薬会社が事業を撤退した工場跡地であり、この跡地利用については、平成20年9月29日付で「細流の郷」地区計画を都市計画決定したところであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議第83号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成21年4月1日から、滋賀県の権限に関する事務の委任により、都市計画法に基づく開発許可等に関する権限、租税特別措置法に基づく優良住宅の確認に関する権限、屋外広告物の許可等に関する権限及び違反広告物除去等に関する権限、並びに砂利採取法に基づく権限の移譲があることに伴い、手数料を市が受領することになるため、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第84号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

平成21年1月から産科医療補償制度が始まることより、同補償制度加入病院での出産費用については、掛金相当額の上昇が見込まれるため、制度加入病院での出産に対する出産育児一時金の支給金額について、3万円を上限に加算するものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年1月1日から施行するものであります。

議第85号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改

正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、野洲市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する行政処分等の強化をするにあたり、許可業者に対する処分等に係る条文を整備するものであります。主な内容につきましては、廃棄物処理法において特別管理一般廃棄物に定義されております感染性廃棄物を処理除外物として定め、また、許可業者が施設の受け入れ基準を満たさない場合の勧告、公表、施設への搬入停止について定めるものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第86号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

国が管理しております国道の占用料につきましては、平成8年4月以降見直しが行われておりませんでした。全国的な地価下落の状況等を勘案し、平成20年4月から既に単価に改正されています。この国の状況を踏まえ、市道の占用料についても、地価の状況を適正に反映した単価に改定する必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第87号から議第93号までの平成20年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

議第87号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を177億5,814万9,000円とするものであります。今回の一般会計補正予算の要点につきましては、当初予算見込みより法人市民税において大幅な減収見込みとなることが明らかになりましたが、年度後半で大半の事業が着手されていること、また、市民サービスに影響を与えないとの観点から、当初予算の事業規模を維持することを念頭において、減収補てん債を9億円発行することにより、歳入の確保を図ろうとするものであります。

歳出の主な内容について説明を申し上げます。

まず、公債費を除く全款を通じまして4月の定期人事異動によります人件費の精査を行っております。

（款）議会費では、政務調査費、議会運営費において、事業実績によりまして事業費の精査をいたしたものであります。

（款）総務費では、賦課徴収費において、平成21年10月から始まります公的年金か

らの住民税特別徴収に係るデータ送受信に対応するための準備といたしまして、システム改修委託料等を追加するものであります。

(款) 民生費では、共同作業所等の旧体系事業から障がい者自立支援法の新体系事業への移行等に伴う介護給付費を追加しようとするものであります。

また、福祉医療費助成事業におきまして、助成対象者数の増加等に伴う医療費の増額が見込まれるため、扶助費等関係費用の追加をするものであります。

(款) 農林水産業費では、農地・水・環境保全向上活動推進事業において、環境こだわり農業に取り組む組織がふえたこと、また支援対象となる作物の取り組み面積がふえたことなどから、負担金を追加するものであります。

(款) 商工費では、工業振興条例に基づく助成措置申請により、工業振興助成金を追加するものであります。

(款) 土木費では、県道の新設改良事業等の追加に伴い、県営事業地元負担金を追加するものであります。

(款) 教育費では、耐震調査委託料や改修工事などの執行残を減額する他、来年度、野洲小学校及び祇王小学校において普通教室、特別支援教室に不足が生じることから普通教室に改修するための経費などを追加するものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容であります。

これに見合います歳入につきましてご説明申し上げます。

(款) 市税では、法人市民税で大手法人の減収が見込まれることから税全体で6億7,666万4,000円を減額するものであります。

(款) 地方特例交付金では、道路特定財源暫定税率失効に係る市の減収分を国が地方税等減収補てん臨時交付金として措置するものであります。

(款) 地方交付税については、地方税等減収補てん臨時交付金に関連しての増額であります。

(款) 分担金及び負担金では、農林水産業費分担金及び教育費負担金の減額であります。

(款) 使用料及び手数料では、行政財産使用料を追加するものであります。

(款) 国庫支出金及び(款) 県支出金では、障がい者福祉費や社会福祉費に係る事業費の増額に伴う負担金等を追加計上するものであります。

(款) 財産収入では、不動産売払収入であります。

(款) 繰入金では、2億7,000万円の減額であり、財政調整基金からの繰入金を減

額するものであります。

(款) 繰越金では、3,951万5,000円を追加するものであります。

(款) 諸収入では、違約金や雑入であります。

(款) 市債では、税の減収に係る減収補てん債を9億円追加する他、各事業費の確定見込みにより限度額を変更するものであります。

次に、議第88号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ308万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億9,586万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

(款) 総務費では、被保険者証の一斉更新に係る事務経費や住民基本台帳外字データに係る電算システムの改修に必要な費用を追加するものであります。

(款) 保健事業費では、特定健診に係る事業費を実績に応じて減額するものであります。

以上が歳出であります。

これに見合う歳入についてご説明申し上げます。

(款) 国庫支出金では、財政調整交付金を追加補正するものであります。

(款) 繰入金では、職員給与費分として290万円を一般会計から繰り入れるものであります。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明であります。

議第89号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,408万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,747万3,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

(款) 総務費では、徴収に必要な経費を追加するものであります。

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料軽減施策拡大による保険料軽減影響額分を減額するものであります。

以上が歳出であります。

これに見合う歳入については、(款) 後期高齢者医療保険料では、低所得者への保険料の軽減対策が追加実施されたことによる影響額3,290万円を減額するものであります。

(款) 繰入金では、一般会計繰入金と保険基盤安定繰入金をそれぞれ追加するものであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明であります。

議第90号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億369万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

(款) 総務費及び(款) 地域支援事業費では、人件費に係る減額補正が主なものであります。

これに見合う歳入につきましては、(款) 国庫支出金、(款) 支払基金交付金、(款) 県支出金及び(款) 繰入金では、地域支援事業に係る人件費に充当していますが、それぞれの負担割合に基づき減額しようとするものであります。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算の説明であります。

議第91号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ881万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3,247万7,000円とするものであります。

歳出についてご説明申し上げます。

(款) 総務費では、消費税額確定による中間納付分を減額するものであります。

(款) 公共下水道事業費では、浄化センター維持管理負担金を追加計上するものであります。

(款) 公債費では、長期債元金及び利子の確定見込みにより精査するものであります。

これに見合う歳入といたしまして、(款) 使用料及び手数料では、公共下水道使用料及び特定環境保全公共下水道使用料の追加をするものであります。

(款) 繰入金では、農業集落排水事業費及び公共下水道事業費について一般会計からの繰入金を追加するものであります。

(款) 市債では、流域下水道事業費及び資本費平準化債同意予定額の変更により限度額を変更するものであります。

以上が、下水道事業特別会計補正予算についての説明であります。

議第92号平成20年度基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ306万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,370万2,000円とするものであります。

歳出についてご説明申し上げます。

(款)基幹水利施設管理事業費では、石部頭首工管理事業費が確定したことにより減額するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、(款)分担金及び負担金、(款)県支出金及び(款)繰入金では、石部頭首工管理事業の確定に伴い関係する市及び県の負担金をそれぞれ減額補正するものであります。

以上が、基幹水利施設管理事業特別会計補正予算についての説明であります。

議第93号平成20年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動等によりまして人件費に変更が生じたので補正を行うものであります。

収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用で715万2,000円の減額、資本的収入及び支出では、第1款資本的支出で26万1,000円の追加を行うものであります。

以上が、平成20年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算の概要であります。

議第94号市道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

今般、市道市三宅小南線道路改良工事及び公衆用道路の帰属により、5路線を新たに市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第95号湖南広域行政組合同規約の変更について、ご説明申し上げます。

今回の規約変更につきましては、湖南広域行政組合を構成する4市の広域災害に対する共同防災や協力体制を確立するにあたり、4市の消防団との一体的な消防活動を目的とした方策や新たな消防行政事務を追加することに伴い、湖南広域行政組合同規約の関係条文を改正するため、関係市が協議することについて地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約につきましては、平成21年4月1日から施行されるものであります。

以上であります。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

(日程第6)

○議長(河野 司君) 日程第6、請願第5号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願書を議題といたします。

それでは、紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) おはようございます。

それでは、請願、「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願書について、紹介議員としての説明を行います。

請願書をご覧いただきたいと思います。

米穀加工販売会社三笠フーズに端を発した、いわゆる汚染米の食用への転用事件は、食の安全・安心を脅かす許せない事件であります。その影響は各地の学校給食や保育園、医療・福祉施設までも巻き込み、弁当やおにぎりとしても広く販売されたといえます。

この事件は、もうけのためなら国民の健康も命も省みない一部の企業の反社会的な行為が直接の原因ではありますが、何度も内部告発を受けながら、これを見過ごしてきた政府、農林水産省の責任も重大です。

この事件の背景に、食の安全に対する政府の無責任さと共に、必要でもない外米を、ミニマムアクセス米の輸入は義務だと強弁し、輸入し続けてきたことがあります。そのため、食料の輸入検査で問題があれば、輸出国に戻すか廃棄処分にすべきところを、非食用に切り替えてでも輸入実績を積み上げてきたのです。しかも、政府は、規制緩和の一環と言って、国民の食に対する責任を放棄し、米流通を原則自由化してきました。このことも今回の事件を引き起し、なおかつ、全容解明を難しくしている理由であります。

今、世界は食料危機に直面しており、米不足と米価高騰が深刻です。このようなとき、4割の田んぼで減反を強制してまで外米を輸入することは、世界の食料事情から見ても異常であります。外米の輸入は中止し、減反政策を見直して、世界の食料危機解決に貢献すべきです。

私たちは、食の安全・安心確保のため、また、世界の食料危機解決のため、以下の事項の実現を求める意見書を政府関係機関に提出されるよう、地方自治法の規定に基づいて請願します。

そういう内容でありまして、請願事項として、1、汚染米事件の全容解明と徹底回収を

国の責任で行うこと。2つ目に、需要のない外米（マニマムアクセス米）の輸入は中止すること。

以上が請願であります。慎重なご審議の上、採択いただきますようお願いしまして説明といたします。

○議長（河野 司君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月5日から12月10日の6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、明12月5日から12月10日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月11日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時31分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年12月4日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 川口東洋

署名議員 三和郁子